

令和6年度における独立行政法人国立印刷局の中小企業者に関する契約の方針

令和6年6月

独立行政法人国立印刷局

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和6年4月19日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和6年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和6年度の独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度の実績を上回るよう努め、比率が43.0%、金額が約117億円になるよう目指すものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

令和6年度の国立印刷局における新規中小企業者向け契約目標については、国立印刷局の事務・事業の特性を勘案しつつ、基本方針を踏まえ引き続き受注機会の増大に努めるものとする。

（参考）

基本方針においては、「新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き国等全体として3%以上を目指すものとし、取組を加速して着実な目標達成を図るものとする。」と定められている。

3 推進体制の整備

中小企業者の受注の機会の増大のため、推進連絡会議を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進連絡会議は、実績及び課題の把握並びに本局及び各機関の契約事務担当部門に対する情報提供や提案等を行う。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、本局及び各機関の契約事務担当部門は、次の事項について取り組むこととする。

1 官公需情報の提供の徹底

発注見通し及び入札情報をホームページへ掲載することによって、中小企業・小規模事業者の競争参加者の拡大を図る。

2 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

電子入札システムを利用した入札を可能とすることで中小企業・小規模事業者の競争参加者の拡大を図る。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、国立印刷局の事務・事業の特性を勘案しつつ、本局及び各機関の契約事務担当部門は、少額の随意契約による場合、契約の内容等を踏まえ、可能な限り新規中小企業者から見積書を徴取するよう努める。

第4 上記第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

推進連絡会議事務局は、中小企業庁等から提供された中小企業者との契約の増加に必要な情報を本局及び各機関の契約事務担当部門に提供する。

中小企業者の受注の機会を増大のための推進体制

